

3 教育・研究

(1) 学校選択の普及促進、教員評価・学校評価制度の確立等

学校選択の普及促進等

「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について（平成19年3月30日文科科学省初等中等教育局長通知）で周知徹底を図った内容について、就学校の変更に係る要件及び手続の公表状況や「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を理由とした就学校変更申立への対応状況などに係る市町村教育委員会の取組について、必要に応じて調査し公表する。【平成19年度以降逐次実施】（教育イ）

児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議。以下「第3次答申」という。）では、「学校の自己評価の実施と公表については、設置基準において努力義務となっているが、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（以下「3か年計画（再改定）」という。）にある「授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。校長は児童生徒・保護者による具体の評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促す」という内容について、各教育委員会や各学校において着実に実施されるよう引き続き促すべきである。特に、評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施等の具体的な手法を紹介することなどを通じて、引き続き一層促すべきである」とされたところである。

これを受け、文科科学省は平成19年3月30日付けで「『規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申』における教員評価制度、学校評価制度等に係る運用上の工夫等について（通知）」及び「評価における匿名性の配慮に関する具体的な手法の例について」を発出したところである。

これに併せて、既に匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、平成19年度以降も引き続き定期的に調査し公表する。【平成19年度以降逐次実施】（教育イ a）

また、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行うことを促すための具体的な方策について検討する。【平成19年度より検討開始】（教育イ b）

私立学校における児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

第3次答申では、「私立学校においても、公立学校と同様の事項について、当該学校の実状や独自性に十分配慮した上で、授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に公立学校同様配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促すべきである」とされたところである。

これを受け、文部科学省は平成19年3月30日付けで「『規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申』における教員評価制度、学校評価制度等に係る運用上の工夫等について(通知)」及び「評価における匿名性の配慮に関する具体的な手法の例について」を発出したところである。

これに併せて、既に匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、平成19年度以降も引き続き定期的に調査し公表する。**【平成19年度以降逐次実施】**(教育イ)

条件附採用期間の制度運用及び分限処分の判定等の取組に関する調査・公表

第3次答申では、「3か年計画(再改定)」によれば、条件附採用制度については、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、児童生徒・保護者による評価等を踏まえ、その厳正な運用を文書により促すこととされている。また、児童生徒・保護者による評価等を踏まえた、分限処分とすべき教員を判定するための運用指針の策定を促すこととされている。しかしながら、都道府県教育委員会等におけるこれらの理解が十分でないことから、「3か年計画(再改定)」の内容が着実に理解されるよう改めて周知徹底すべきである」とされたところである。

これを受け、文部科学省は平成18年3月31日付けで通知を発出するとともに各種会議等で説明し改めて周知徹底を図ったところである。

これに併せて、児童生徒・保護者による評価等をふまえた、分限処分の判定方法に関する都道府県教育委員会等の取組について、必要に応じて調査し、結果を公表する。**【平成19年度以降逐次措置】**(教育イ)

また、条件附採用制度について、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、学習者による評価等を踏まえ、その厳正な運用が確保されるべく、条件附採用期間中の評価方法等について、都道府県教育委員会等の取組状況を調査し結果を公表する。**【平成19年度以降逐次実施】**(教育イ)

全国学力・学習状況調査における学校毎の結果活用等

全国的な学力調査の実施については、「3か年計画（再改定）」において、「学力調査結果の取り扱いについては、適切に学校や教員の学力向上努力が促されることとなるよう努めるとともに、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与えるものとする」とされている。つまり調査結果については、少なくとも教員、校長、教育委員会が情報を共有し、経年変化の比較等、調査結果の活用・分析を通じて、学校ごとの教育施策や教員自身の指導方法の改善に資する資料として活用するよう周知する。【平成19年度中に検討・結論】（教育イ）

教員採用制度改革の更なる推進

教員免許状を有しない有為で多様な人材の採用選考等、教員登用の複線化を進めることは、教員の資質向上にとって極めて効果的な施策であることから、特別免許状等の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を行うことについて、積極的に活用するよう、改めて各都道府県教育委員会や学校法人等にさらに周知するとともに、実施状況を定期的に調査する。【逐次措置】（教育イ）

（2）いじめへの適切な対応に関する更なる周知徹底

保護者から自発的に就学校の変更の申立があるなど深刻ないじめ等への対応については、今後とも、いじめられている児童生徒等の立場に立って適切に対応すべきことを更に周知徹底する。【平成19年中に措置】（教育イ）

（3）教育バウチャー構想の実現

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）においては「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る」とされているところであり、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う。【引き続き検討、平成19年度以降速やかに結論】（教育ア）

（4）教育と研究の質向上に向けた高等教育の改革

大学における教育研究状況の評価

国立大学法人の中期目標期間の評価に際して、大学ごとに教育と研究それぞれの

成果を含む状況について根拠となる資料・データに基づき分析した上で評価を実施し、その結果を国民に対してわかりやすく示す。【平成 21 年中に実施】(教育ウ)

(5) 適正な研究費の配分等

以下の ~ に掲げた事項について、それぞれ後述する対応を行うこととする。その際、関係府省においては、今後、総合科学技術会議が、平成 19 年 6 月頃にとりまとめる競争的研究資金の制度改革に関する議論を踏まえ、規制改革会議と調整しつつ検討することとする。

審査・評価基準の再構築

ア 科学技術振興機構・文部科学省

審査に当たっては、事前の申請に係る研究計画そのものの評価だけでなく、学術的な研究能力が強く求められる領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料の活用を図ったり、過去に助成を受けた研究費に対する学術的・社会的成果など、過去の実績も十分考慮した評価を行うための手法について検討する。また、審査における基準をより客観的で反証可能性のある厳正なものとするため、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の指標を定量化することについて、検討する。【平成 19 年度中検討・結論】(教育エ aア)

また、複数の研究者がチームを組んで行うような大規模プロジェクト研究においては、個々の研究者の能力の高さだけでなく、優れたマネージメント能力を有する研究者の存在が不可欠である。しかし、優れた研究者が優れた研究マネージャーとは限らず、研究者個人の能力や実績等を基準とする一般的な審査基準では適正な研究費配分が実現されない恐れがある。そのため、審査の基準・手法を明確化・客観化しつつ、主任研究者のマネージメント能力について、十分な審査を行う。【平成 19 年度中検討・結論】(教育エ aイ)

さらに、明確な目標が設定されている学際的なプロジェクト研究に対する適正な評価を行うためには、個別専門分野ごとの研究成果にとどまらず、プロジェクト全体として、その目標に対して如何に寄与しているかという点や研究マネージメントがしっかりしているか等を客観的に評価することを検討する。【平成 19 年度中検討・結論】(教育エ aウ)

イ 日本学術振興会・文部科学省

審査に当たっては、事前の申請に係る研究計画そのものの評価だけでなく、研

究能力を示す過去の関連論文等の資料の活用を図ったり、過去に助成を受けた研究費に対する学術的・社会的成果など、過去の実績も十分考慮した評価を行うための手法について検討する。また、審査における基準をより客観的で反証可能性のある厳正なものとするため、学術誌の格付けやサイテーションの回数、定評のある受賞数等の指標について、定量化を試みつつ、それらも活用した審査を行う。

【平成 19 年度中検討・結論】(教育工 bア)

また、複数の研究者がチームを組んで行うような大規模プロジェクト研究においては、個々の研究者の能力の高さだけでなく、優れたマネジメント能力を有する研究者の存在が不可欠である。しかし、優れた研究者が優れた研究マネージャーとは限らず、研究者個人の能力や実績等を基準とする一般的な審査基準では適正な研究費配分が実現されない恐れがある。そのため、審査の基準・手法を明確化・客観化しつつ、主任研究者のマネジメント能力について、十分な審査を行う。**【平成 19 年度中検討・結論】**(教育工 bイ)

研究効率の概念の導入

ア 科学技術振興機構・文部科学省

科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進事業について、研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点も踏まえ、制度等の特性に応じて、これを審査や事後評価に活用することを検討する。

その際には、関連する論文の本数や論文掲載誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の指標を定量化することについて、検討する。**【平成 19 年度中検討・結論】**
(教育工 a)

イ 日本学術振興会・文部科学省

科学研究費補助金について、研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくためには、審査・評価基準において、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった概念を盛り込んでこれを審査や評価に活用する。

その際の研究成果に関しては、審査時と同様に関連する論文の本数や論文掲載誌の格付け、サイテーションの数、定評のある受賞数等の定量化された指標も活用した評価を行うこととする。事前の審査においても、研究費投入額に対していかに大きな成果を上げられるかという観点を審査に取り入れることについて、過去の業績を十分に踏まえ、制度の特性に応じて検討する。**【平成 19 年度中検討・**

結論】(教育工 b)

研究費の使途の更なる弾力化

ア 科学技術振興機構・文部科学省

科学技術振興調整費の執行に関して、研究開始後により高い研究成果が期待される場合は、研究計画の見直しや費目間・年度間等において研究費の弾力的な執行を一層図るため、その制度の使用実態について検証する。**【平成 19 年度中検討・結論】**(教育工 a)

イ 日本学術振興会・文部科学省

科学研究費補助金の各費目額の変更について、研究者・配分機関双方の事務効率化という観点からも、研究計画の進捗に応じて、交付決定者の承認なしに自由に変更することができる費目間流用の割合を、交付された直接経費の総額の 30% にこだわらず検討するとともに、承認手続の円滑化を図る。**【平成 19 年度中検討・結論】**(教育工 b)

長期的研究振興策の検討

政策的研究の分野においては、短期的視野に立った研究が必要な場合もあるが、学術的研究の色彩の濃い分野においては、基本的に長期的な研究振興を考慮する必要がある。科学研究費補助金においては、短期的な流行トピックに左右されることがなく、分野横断的に研究の基盤となることが期待される研究や短期的には成果の期待できないような研究に対しても配慮した研究費配分がなされるよう、長期的な視点に立ち、明確で理論的・実証的な研究振興策について検討する。**【平成 19 年度中検討・結論】**(教育工)

追跡評価の促進

ア 科学技術振興機構

同機構において、戦略的創造研究推進事業の追跡評価を行うに当たっては、より定量的・客観的手法が取り入れられるべきであり、追跡評価のための適切な指標や手法について検討を進める。**【平成 19 年度中検討・結論】**(教育工 a)

イ 日本学術振興会・文部科学省

科学研究費補助金を用いて行われる基礎研究等においては、その成果が短期間

に確認しづらいこともあり、研究終了後、一定期間経た後にその研究成果から生み出された効果・効用や波及効果を検証することが必要である。そのため、科学研究費補助金に係る追跡評価の在り方を検討し、広く効果の計測につなげていくとともに、より公正性・透明性の高い審査の実現に活かしていく。【平成 19 年度中検討・結論】(教育工 b)

審査・評価者の選定の改善

ア 科学技術振興機構・文部科学省

科学技術振興調整費に係る審査・評価者の選定基準においては、「関連分野の研究実績が優れていること、学会等での活動実績が優れていること」等の抽象的・一般的な基準の設定に止まっており、審査・評価者に求められる能力について、審査・評価の公正性を確保するに足る具体的・客観的な基準とはなっていない。このため、審査・評価者について十分な多様性・中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、現行の選定基準について厳格に検証を行う。

なお、戦略的創造研究推進事業についても、上記の趣旨を徹底する。【平成 19 年度中検討・結論】(教育工 a, b)

イ 日本学術振興会

科学研究費補助金について、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識（研究業績等）や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。【平成 18 年度以降逐次実施】(教育工 c)

プログラムオフィサーの選定の改善

ア 科学技術振興機構

科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業におけるプログラムオフィサーについて、十分な中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、現行の選定基準・手法について厳格に検証を行う。【平成 19 年度中検討・結論】(教育工 a)

イ 日本学術振興会

日本学術振興会におけるプログラムオフィサーについて、十分な多様性・中立

性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、現行の選定基準・手法について厳格に検証を行う。【平成 19 年度中検討・結論】(教育工 b)

また、日本学術振興会におけるプログラムオフィサーについては、客観的かつ明確な指標も活用しつつ、優れた研究運営・判断能力を有するかどうかについて、厳正に審査する。【平成 18 年度以降逐次実施】(教育工 c)

審査・評価における利害関係者の排除の徹底と多様性の確保

ア 科学技術振興機構・文部科学省

我が国の研究費には巨額の公費が投入されているということを再認識し、納税者たる国民への説明責任が果たされるよう、科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進における審査・評価者について、特定の研究者母集団に研究費配分が偏ることのないよう、多様性・中立性を確保するよう選定するとともに、事後的にも検証を行う。【平成 19 年度中検討・結論】(教育工 a)

イ 日本学術振興会・文部科学省

我が国の研究費には巨額の公費が投入されているということを再認識し、納税者たる国民への説明責任が果たされるよう、科学研究費補助金における審査・評価者について、所属・出身研究機関別(国公立立大学別など)、年齢構成等の観点から多様性を確保するように選定すべく厳密な規定を設けるとともに、論文の共著者、実質的に同じ研究グループに属する者、師弟関係にある者を選定しないこと等、利害関係者の排除をさらに徹底する。【平成 19 年度中検討・結論】(教育工 b)

研究者の特性等に応じた競争的研究資金の審査・評価方法の確立(文部科学省・農林水産省・厚生労働省・経済産業省)【平成 20 年度中結論】

競争的研究資金の審査・評価に際しては、研究分野や制度の趣旨・目的を踏まえて適切な方法により審査・評価を行う必要がある。

また、主に業績が十分に定まらない若手研究者等について、導入にあたっての課題の解決を図りつつ、一定の試行を行い、その効果を十分検証した上で「マスキング評価」を導入することを図る。主に中堅以上の研究者に関する研究者としての評価は、所属組織や機関のみに着目するのではなく、「過去の実績を十分に考慮した評価」とする。また、これらを導入する場合には、これら評価方式に基づく資金配分について、研究者の資質や専門分野に応じて選択可能とする(教育工)

競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築

ア 文部科学省・農林水産省【平成 19 年度中検討・結論】

競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究（以下「政策課題対応型研究開発」という。）のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行うよう図る。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行うよう図る。（教育工）

（ア）研究者の自由な発想に基づく研究

a 審査

学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する b の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去実績を十分考慮して行った上で、研究助成の採否を決定するよう図る。

b 事後評価

上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを研究分野の特性を踏まえ厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用するよう図り、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、評価においてそれらの活用を図る。

また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。

（イ）政策課題対応型研究開発

a 審査

政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績についてbの基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績も十分考慮して行った上で、着想や研究計画を勸案して、研究助成の採否を決定するよう図る。

b 事後評価

採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。

イ 厚生労働省・経済産業省【平成19年度中検討・結論】

競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究（以下「政策課題対応型研究開発」という。）のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行う。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行う。（教育工）

（ア）研究者の自由な発想に基づく研究

a 審査

研究業績に対する評価は、将来的には民間学術誌の格付けや民間学術団体の厳正な調査に基づく評価を十分に活用すべきと考える。競争的研究資金の審査における基準を確立するにあたっては、これらの評価が適切に反映した客観的で反証可能性のある厳正な基準とする。

学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対するbの基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、研究助成の採否を決定する。

b 事後評価

上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用し、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化した上で評価する。

また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも具体的に反映させることにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。

(イ) 政策課題対応型研究開発

a 審査

政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績についてbの基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、着想や研究計画を勧案して、研究助成の採否を決定する。

b 事後評価

採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を厳正かつ定量的、客観的に評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。